

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：水戸市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和7年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	水戸市	職員数(H24.4.1現在)	121人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を( )内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)

#### 2 財政指標等

資本費	70.22 (20年度)	財政力指数	0.897 (21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率(%)	91.3 (20年度)	実質公債費比率(%)	14.9 (21年度)
		将来負担比率(%)	156.4 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を( )内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること(ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。)
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月1日 合併前市町村：旧内原町] 平成17年9月に内原地区水道事業を水戸市水道事業へ統合

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水戸市公営企業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	水道事業管理者 倉田喜久男
既存計画との関係	[水戸市水道事業経営改革プラン](平成19年度～平成23年度)
公表の方法等	HPでの公表及び水道事業所管委員会への報告
基本方針	お客様の視点を事業運営の中心に据え、経営の合理化・効率化等、水道事業の行政改革を推進し、経営基盤の強化と経営の健全化に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	740,444.4			740,444.4
	補償金免除額	157,332.9			157,332.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	740,444.4			740,444.4
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	103,750.7			103,750.7
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の水道事業は、昭和7年の近代水道創設以来、安定した事業運営をしてきた。平成23年度末現在では、給水人口26万7千人、普及率99%を超え市民のライフラインとして欠くことのできない基盤施設となっている。</p> <p>しかしながら、近年、老朽施設の更新をはじめ、災害に強い施設への改修など、今後の事業経費の増加が予想される一方、給水人口の伸びの鈍化や節水機器の普及や節水意識の向上などによる有収水量の減少により、水道料金の大幅な増加が見込まれない状況となってきた。</p> <p>このようなことから、平成16年度に「水戸市新水道事業基本計画」（計画期間 平成17年度～平成31年度）、さらに平成18年度には経営基盤の強化と経営の健全化のための具体的な取組を定めた「水戸市水道事業経営改革プラン」を策定し経営基盤の強化に努めてきたが、東日本大震災により水道庁舎が使用不能になり、基幹水道構造物にも多数の被害が生じるなど、今後の復旧には多額の財源が必要となっている。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 災害復旧のための財源確保</b> 東日本大震災により庁舎が使用不能になり、また、主要な貯水設備、配水設備等に多数の被害を受けた。今後の復旧には多額の費用が必要となるため、財源の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p><b>課題 ② アセットマネジメントの確立</b> 持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設の更新及び管理を行わなければならない。</p> <p><b>課題 ③ 外部委託の推進・見直し</b> 経営環境が大きく変化する中で、本市水道事業において最もふさわしい経営形態について、市民の意向を踏まえ、民間活力の活用を図りながら、一層の効率化・最適化を図る必要がある。</p> <p><b>課題 ④ 水道料金の収納率向上</b> 水道料金の収納については、電話催告や給水停止の強化、クレジット決済の導入及び口座振替加入の促進等の様々な取組を行っているが、徴収委託の手法の見直し等、未収金対策の更なる強化を図る必要がある。</p> <p><b>課題 ⑤ 未利用財産の活用と処分</b> 未利用財産については、所在地、広狭、隣接状況など個々の条件により現実的に活用可能なもの、将来的にも利用が困難なものなどがある。有効活用のためには、財産の状況等に関する情報提供を積極的に行い、民間活力も利用しながら柔軟に対応していくことが求められる。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算見込)					
資 本 的 収 入	1. 業 債	1,624	5,927	3,190	1,514	677	730	1,656	1,933	1,627	1,884	1,382	960	1,526	1,266	
	資本費平準化債															
	2. 他会計出資金	280	338		40	9		52	55	26		51		126		
	3. 他会計補助金	90	96	111	113	92	125	91	52	32	30	2	18	10	9	
	4. 他会計負担金	12	20	16	23	16	12	36	16	14	17	16	17	15	17	
	5. 他会計借入金															
	6. 国(都道府県)補助金			17	53		179	273						54		
	7. 固定資産売却代金			13							1			1		
	8. 工事負担金	125	418	489	518	322	247	177	285	150	139	61	141	122	139	
	9. その他						36									
	計 (A)	2,131	6,799	4,108	2,261	1,116	1,329	2,285	2,341	1,849	2,070	1,513	1,136	1,854	1,431	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	162		373			33									
	純 計 (A)-(B) (C)	1,969	6,799	3,735	2,261	1,116	1,296	2,285	2,341	1,849	2,070	1,513	1,136	1,854	1,431	
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費	1,676	2,986	2,452	2,520	1,234	1,457	1,644	1,667	1,736	2,395	2,139	1,459	2,709	1,774
		うち職員給与費	216	268	278	269	273	270	259	114	250	279	261	279	256	279
2. 企業債償還金		1,969	5,969	3,479	1,995	1,870	2,156	2,607	2,607	2,154	1,607	1,505	1,493	1,409	1,401	
3. 他会計長期借入金返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他								1		2		2		2		
計 (D)	3,645	8,955	5,931	4,515	3,104	3,613	4,251	4,275	3,889	4,015	3,644	2,962	4,118	3,192		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,676	2,156	2,196	2,255	1,988	2,317	1,966	1,934	2,040	1,945	2,131	1,826	2,264	1,761		
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,264	1,606	1,461	1,571	1,366	1,700	1,477	1,731	1,480	1,530	1,165	1,560	1,563	1,679	
	2. 利益剰余金処分額	248	314	323	301	336	320	222	149	102	415	527	266	335	82	
	3. 繰越工事資金															
	4. その他	164	236	412	383	286	297	267	54	458		439		366		
計 (F)	1,676	2,156	2,196	2,255	1,988	2,317	1,966	1,934	2,040	1,945	2,131	1,826	2,264	1,761		
補填財源不足額 (E)-(F)																
他会計借入金現在高 (G)																
企業債現在高 (H)	26,382	26,341	26,051	25,570	24,377	22,951	25,341	22,001	22,277	21,473	22,554	21,350	22,021	21,467	21,886	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算見込)				
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	56	48	15	10	17	228	44	7	21	6	37	6	26	6
	うち基準外繰入金	56	48	15	10	17	47	44	7	21	6	37	6	26	6
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	103	116	125	134	116	137	427	52	73	30	66	18	117	9
	うち基準外繰入金	103	116	125	134	116	137	427	52	73	30	66	18	117	9
合 計		159	164	140	144	133	365	471	59	94	36	103	24	143	15

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算見込)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	102.2	101.3	102.5	102.3	105.7	100.3	101.3 96.4	100.0 102.4	98.5 101.7	99.1 99.2
資本費 (円又は%)	71.38	69.98	70.22	63.98	63.35	66.23	63.58 61.17	68.53 62.35	77.84 62.54	79.14 62.81
総収支比率(法適用) (%)	110.2	110.9	111.0	109.9	111.1	111.8	111.8 103.9	110.5 109.9	114.6 109.3	117.6 106.8
経常収支比率(法適用) (%)	111.4	111.8	111.8	110.7	114.2	113.6	112.3 104.1	110.9 110.5	116.5 109.9	116.0 107.3
営業収支比率(法適用) (%)	142.7	140.7	131.6	128.2	131.4	126.6	112.5 117.9	111.1 125.4	116.7 125.4	116.2 121.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.0	0.9	0.3	0.2	0.3	4.5 0.8 0.1	0.2 0.1	0.2 0.1	0.2 0.1
	うち基準内繰入金 (%)	1.0	0.9	0.3	0.2	0.3	0.9 0.8 0.1	0.2 0.1	0.2 0.1	0.2 0.1
	うち基準外繰入金 (%)						3.6			
	資本的収入分 (%)	5.2	1.7	3.4	5.9	10.4	10.3 7.8 2.2	3.9 1.4	4.6 1.6	8.1 0.6
	うち基準内繰入金 (%)	5.2	1.7	3.4	5.9	10.4	10.3 7.8 2.2	3.9 1.4	4.6 1.6	8.1 0.6
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成16年度に旧内原町と合併し、平成21年度に水戸地区の料金体系と統一した。現行の水道料金については、平成6年度改定して以来、17年が経過しようとしていることから、時代の変化に合わせ、基本料金の設定方法など、料金体系そのもののあり方について検討する必要がある。料金収入の見込みについては、引き続き、経営改革プランに掲げた収納率98%の達成を目指し、収納率向上対策の強化を図る。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの負担金(消火栓設置に係る経費相当分)については、平成19年度から21年度までの3か年の平均を見込み、一般会計補助金(水源開発及び広域化対策)については繰出し基準に基づき算出
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成16年度に策定した「水戸市新水道事業基本計画」では、平成17年度から平成31年度の全体事業費は約340億円を見込んでいる。また、未利用の財産の処分については、財産の状況等に関する情報提供を積極的に行い、他地方公共団体への売却や民間を含めた積極的な利活用を行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	効率的な事業経営を図るため、定数及び人事管理の適正化及び外部委託の推進並びに歳入確保を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成19年度に策定した水戸市水道事業経営改革プランに基づき、平成23年度を目途に職員定数を103人とするため、事務事業の効率化や業務委託の推進等により、職員の削減に取り組んできた結果、平成22年までに27人の定数削減を図ったが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当面、被災した施設等の復旧を最優先で進めざるを得ないことから、当該計画を再度見直し、103人体制とする目標年次を4か年延伸し、平成27年度に修正した。
○ 給与のあり方		<p>給与構造改革については、市長部局と同様に平成19年度から導入した。給料表等基本的な給与構造は、国の制度に準拠している。地域手当については、国よりも導入時の支給率を低くするとともに、経過措置期間も国よりも長くすることにより財政負担を抑制し、より緩やかな導入を図ることとした。平成23年度の地域手当は、国の支給基準10%に対し本市(水道部)では6%に抑制している。特殊勤務手当等については、社会経済情勢、勤務環境、勤務内容等の変化に合わせた見直しを行い、平成23年度において規程に定める特殊勤務手当は、危険作業手当、待機手当及び資格手当の3種類である。</p> <p>現時点で技能労務職に該当する職員がいないことから、行政職(二)表に準じた給与表の適用はない。</p> <p>退職時特別昇給については、市長部局に準じ、定年退職者等を対象とした部分(20年以上勤続して退職)について平成17年度に廃止、勸奨退職者を対象とした部分については、平成19年度に廃止している。退職手当の支給については、県内の市町村と同様、一部事務組合に事務委任しているが、国に準拠した制度で運用している。</p> <p>平成22年度から、職員の掛金のみで適正に運用している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		平成16年度に策定した水戸市新水道事業基本計画の進捗管理を行う「水道事業基本計画支援システム」、給水停止の執行等を強化し未収金の解消を図るため、水道料金滞納者をデータ化し管理する「水道料金滞納管理システム」、さらに、設計業務の効率化を図るための「CADシステム」等を導入
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③, ④	水戸市水道事業経営改革プランにより、計画期間内(平成19~23年度)において、民間委託の推進に向けた検討を行うことが適切であると選定した12事業(浄水場の操作運転業務等)について、安全・安心の確保や費用対効果を十分検討したうえで、順次、委託化を推進していく。平成19年度、開江及び楮川浄水場の運転管理業務のうち、平日の夜間、土・日曜日及び休日の全日(24時間)について委託化を実施し、平成20年度からは開江浄水場において運転管理業務の全面委託を実施した。平成22年度からは、料金課において電話受付業務の委託を実施した。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑤	用途廃止によって生じた未利用財産については、これまでも売却等を推進し収入の確保に努めてきたが、今後とも積極的な情報提供を行い、有効活用に取り組んでいく。 計画では、平成20年度に水源地として使用していた土地(705㎡)、平成22年度に配水塔として使用していた土地(6,876㎡、施設撤去済)、さらに、平成23年度に別の水源地(923㎡)をそれぞれ売却するよう積極的に取り組んでいく。売却年度が遅れているものについては、早期の売却を目指す。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		水道事業における予算・決算等の財政状況や水道事業経営に関することを目的とした水道事業審議会での議事録などを、水戸市ホームページ及び広報紙により公開している。
○ 行政評価の導入		市長を本部長とする行政改革推進本部や外部からの委員による行政評価委員会において、市長部局とともに行政評価を導入している。
4 その他	①, ②	老朽施設の更新、耐震化及び東日本大震災による被害の復旧には多額の費用を要することから、平成22年度に設置した水戸市水道部アセットマネジメント策定委員会において、中長期的な視点に立ち、技術的、財政的な根拠を持つ効果的かつ効率的な施設の更新計画を策定する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は発生していないが、広報誌等への広告掲載や未利用財産の活用・処分を図るなど新たな財源を見出すとともに、平成18年度、約95.6%にとどまる徴収率を平成27年度に約98%程度に改善することを目標に、滞納整理等の一層の強化やクレジット支払の導入により未収金の解消に努め収入の確保を図る。また、水道事業経営改革プランに基づき、定数及び人事管理の適正化や給与・手当の適正化に努めるとともに、事業の外部委託化を推進し、公共工事コストについては、「浅層埋設」、「他事業者との同時施行」、「配水管掘削断面の見直し」などを継続実施することで経費の削減に努め、経営の効率化を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	合併前の旧内原町において基準外繰出しを受けていたが、合併後は解消している。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
		企業債現在 高	26,382	26,666	26,743	26,450	25,892	25,341							
		延長計画の目標値		26,341	26,051	25,570	24,377	22,951		22,001	22,277	21,473	22,564	21,350	22,024

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	料金改定率														
	改善効果額(料金の適正化)														
	未収金の徴収対策		4,909	4,944	4,994	5,036	5,110								
	改善効果額		10	33	59	91	126								
	一般会計負担金の額	22	29	25	25	25	25								
	改善効果額(負担金の確保等)														
	資産の有効活用			6		71	1								
	改善効果額(収入増額)			6		71	1								
	その他( )														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	職員給与費の適正化														
	職員給与費(退職手当以外)	1,001	965	925	856	766	719								
	改善効果額		36	76	145	235	282								
給与水準															
改善効果額															
その他( )															
改善効果額															
維持管理費等	774	863	808	808	808	808									
改善効果額(適正化)															
工事コスト	1,327	2,305	2,108	1,646	1,384	1,270									
改善効果額(縮減額)		23	43	51	58	67									
その他( )															
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									1,413						
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									664						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																		
	料金改定率																		
	改善効果額(料金の適正化)																		
	未収金の徴収対策																		
	改善効果額																		
	一般会計負担金の額																		
	改善効果額(負担金の確保等)																		
	資産の有効活用																		
	改善効果額(収入増額)																		
	その他( )																		
	改善効果額																		
	【経費の削減】																		
	職員給与費の適正化																		
	職員給与費(退職手当以外)																		
	改善効果額																		
給与水準																			
改善効果額																			
その他( )																			
改善効果額																			
維持管理費等																			
改善効果額(適正化)																			
工事コスト																			
改善効果額(縮減額)																			
② その他(民間的経営手法による経営管理)																			
改善効果額							40.6	21.5		42.6	21.5	49.6	31.5	36.5	31.5	37.5	31.5	206.8	167.6

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	206.8	167.6
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B		
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C		
A+B+C	206.8	167.6
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)		157.3

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度) (決算見込)				
給水人口 (千人)	261	262	262	264	265	267	269	268	270	267	269	267		
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	33,648	33,631	33,075	33,078	33,394	32,802	32,799	32,625	28,341	32,307	29,320	32,043	29,366	32,302
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	110,420	112,425	109,939	107,888	109,134	110,379	108,099	112,644	104,809	112,846	102,163	112,846	102,019	112,846
最大稼働率 (%)	66.8	68.0	66.5	65.3	66.0	66.8	65.4	68.0	63.4	68.0	61.8	68.0	61.7	68.0
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	144.27	144.37	142.83	139.96	139.94	134.37	138.33	138.72	151.34	140.00	162.57	140.00	164.02	140.00
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	142.81	142.54	139.35	136.81	132.43	134.01	136.52	142.97	151.30	136.73	165.11	137.66	165.56	136.73

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。